

『多聞院日記』に現れた奈良での 購買活動と流通システム

藤 田 裕 嗣*

Tamonin-Eisyun's Purchase at Nara
and the Flow System in Tamoni Nikki

Hirotsugu FUJITA

I. はじめに — 本稿の目的

中世都市の商業や商品流通に関する従来の研究を概観してみると、都市支配者や商人側の史料による分析が多かったと言える。¹⁾ 流通を担う者としては、生産者から商品を買取る商人や彼らを支配下におさめる支配者などの他に、消費者が挙げられる。消費者は、生産地から消費地までの流通過程の最終目的地に位置して、購買の意志決定を行なうという重要な役割を果たしている。このように、流通システムを考える際の不可欠な構成要素の一つであるにもかかわらず、消費者側の史料による分析は少ないと言わざるを得ない。²⁾

前稿³⁾で「多聞院日記」という消費者側の史料を用いて、都市奈良に住む多聞院英俊の購買活動を検討したのは、以上のような研究動向を踏まえてのことであった。前稿では次の二つの研究目的を掲げた。すなわち、第一は、都市住人の商品流通への関与を交換体系全体の中で捉えるという目的であり、第二は、都市奈良をめぐる商品流通総体のうち農村や他の都市との流通関係の位置づけを行なう点である。この論稿によって、多聞院英俊による購買活動は多く奈良で行なわれ、しかも、品目としては奈良に住む職人によって担われた関係品目が多いことを指摘できた。

彼による購買活動は当時の流通システムに対応していることを考えると、消費者、多聞院英俊の奈良における購買活動を検討することによって、消費者との関わりから当時の流通システムを考察できることになる。流通システムと言っても、日記という史料の限界から流通過程のうち生産者から商人に至るまでの段階は考察が困難である。とはいえ、英俊は、前述の通り奈良に住む職人と取り引きしていることも少なくない。職人は生産者であり、かつ商人でもある。その限りで、考察できる流通過程の幅が広がってくる。その上、日記を用いることによって、都市住人をめぐる face to face の人と人との直接的結びつきによる商品流通上の関係をかえって検討できるという史料の特性は生かされねばならない。いずれにしても、筆者が今まで農村間の流通を中心として考察してきた流通システム論⁴⁾から論点を提出することで、都市における流通に関しても一般化への足がかりを得られるものと期待される。

そこで、本稿の研究目的は、多聞院英俊の都市奈良における購買活動を検討し、消費者

* 地理学研究室（平成元年9月30日受理）

の側から都市をめぐる当時の流通システムにアプローチすることにおく。

このように、本稿のフィールドは奈良である。都市商業という枠を外して、都市の研究全体を見ても、従来は京都中心に行なわれており、奈良は京都に次ぐ中世都市の代表例ともされるにも関わらず、研究の立ち後れが否めない。そのため、本稿での考察対象である多聞院英俊の購買活動が行なわれた当時の都市構造も、明らかになっているとは言い難い⁵⁾。そこで、本稿では戦国期における奈良の都市構造にも可能な限りアプローチすることとしたい。この点の考察は第3章で行ない、当時の流通システムは第4章で検討する。

Ⅱ. 奈良での購買活動の位置づけ

本稿では多聞院英俊による奈良での購買活動をおもに考察するが、本章では前稿の成果を踏まえて、これを二つの側面から位置づけたい。一つは、贈答を含む交換体系全体の中に購買が占める位置という側面であり、いま一つは、購買が行なわれた場所に注目して奈良を位置づけるものである。なお、本章についての詳細な論証は、前稿を参照されたい。

まず、本稿の研究材料となる「多聞院日記」⁶⁾を紹介せねばなるまい。多聞院は、後掲の図1に示したように、興福寺の南方の寺外に位置する一子院である。当時奈良に大小取り混ぜて数多くあった寺院の一典型と見て差し支えない。「多聞院日記」はその日記であり、永禄10(1567)年から文禄3(1594)年までの約30年間は、天正元(1573)年の一年間を欠く他は英俊による記録がほぼ連続している。これらのなかから、購買活動と見なされる記事をピックアップして検討した。

例えば、天正2(1574)年11月26日条に「ヌシヤ三郎今日ヨリ来了、ハントウ漆百文ニ五十目、吉野百文ニ四十文買了」とある。ハントウ漆と吉野(漆)の2品目を購入しており、この場合2件と数えることにする。このようにして、総数1698件が数えられた。

まず、購買の対象となった品目を一次産品・半加工品・完成品に分けて検討すると、完成品、とりわけ職人の手になるような手工業関係品目の種類が多い。ちなみに先ほどの例の漆は、塗師による塗物製作の原料とするため購入されたものである。件数で上位を占める十品目のうち第2位の表補(楳)と4位の染め、6位の油煙墨は、職人関係品目の典型である。食品類は、酒と塩の2品目が挙がるに過ぎない。

その一方で、貨幣の授受を伴わない贈答⁷⁾は、購買に比べて圧倒的に件数が多く、年平均で5倍あることから5年毎のサンプル調査にとどめた。品目では、一次産品・半加工品・完成品の別なく広くみられるが、そのうちでも種類の豊富さと件数の両面において特に一次産品の農産物に特徴があり、これらの品目での購買への影響は無視できないと考えられる。この点は、経済がある程度社会に埋め込まれていた前近代社会について⁸⁾購買活動という商品流通を考察する際に注意を要する。

次に、奈良以外で購買が行なわれた事例に着目する。まず、町場については大和国内では今井市(3例)や筒井市(2例)、郡山(17例)があり、国外の場合、京(17例)、堺(18例)、大坂(2例)での購買活動が確認できる。このうち京や堺で購入した物品の多くは京扇や蜜・砂糖といった特産品であったと見なされる。さらに、農村商人による訪問販売の例や農村部における購入と思われる事例は10例となっている。農村からの生産物については、奈良の間屋を介在するなどして、農村から都市奈良への流通システムが戦国期にはほぼ確立していたと言えよう。

このように奈良以外での購買が明らかな事例は、総件数1698件のわずか5%にすぎない。その残りは基本的に奈良で購入されたわけで、ほとんどが奈良で調達されたことがわ

かる。

例えば永禄10（1567）年11月23日条に次の記事がある。

今在家店屋見物了，抄物_{一帖}・目錄一卷代十文，菜ナヘ_一代六十文，クキヌキ_一廿三文，咄天_{一補}二百五十文ニ買了，

この記事のような奈良の「今在家店屋」における購買記事は他に同年12月22日条に見えただけである。同月6日条では「今在家市見了，何無之」とあるから、「今在家店屋」も含めて、いずれも市場を指す可能性がある。それはいずれにしても、これらの記事のように、いわば購買が行なわれた施設までが記録されている事例は例外的である。たいていは商人や職人という個々の購買相手が記された記録となっている。

そこで購買を5回以上行なった相手とその購買品目を見てみると、備前からの塩とゴボウ、薩摩屋や角屋や腹巻屋からの酒という食品類を除けば、葉・衣類を含めた手工業関連品目となっていて、購買対象品目について先述した傾向が再び指摘できる。なかでも油煙師新九郎、塗師与七郎、経師与一、桶結弥七、番匠、侍従、慶禅房は明らかに職人である。

これらの職人による生産の実態としては、職人が注文主のもとに出張する生産形式である出職や、職人自身での仕事場での生産形式としての居職の両者が認められる。前者では油煙師、塗師、番匠（今日の大工）の他、桶結、屋根葺などが挙げられ、後者では紺屋などの染色業者や縫・織などの衣類関係に多い。侍従による描画と主に慶禅房が担当したその表装も居職と見られる。この形式では英俊のような注文主は、個々の職人に依頼し、生産自体は職人自身の仕事場ないしは住居で行なわれたと考えられる。職人による屋敷の所有・居住形態は次章で検討する。

いずれにしても、奈良で生産が行なわれていたのであるが、彼らと消費者との関わりを流通システムの観点から再検討する作業は第4章で行なうこととする。

Ⅲ. 奈良小五月郷の商人と職人

本章では多聞院英俊による購買活動が行なわれた当時の都市奈良の内部構造に可能な限りアプローチしたい。幸いに「多聞院日記」の同時代史料として元龜・天正期の小五月銭納帳が残されている。小五月銭とは、興福寺大乘院門跡内の鎮守天満社で毎年5月5日に催される小五月会の費用として、これに参加する25ヶ郷を指す小五月郷内の土地の間口にに応じて徴収されたものである。この史料を用いて、英俊と同時代に生きた登録人による屋敷の所有・居住形態を中心に、特に商人や職人について検討を加えることにする。⁹⁾

ところで、小五月銭納帳を用いて奈良の都市商業を論じた既往の研究として、野田只夫などの研究¹⁰⁾が挙げられる。¹¹⁾ 本納帳に土地を記録された登録人のなかには屋号を冠する者もいる。この屋号に示された物品を指標にして、当時の商業機能を推定している。一例を示せば、腹巻屋は「武具類」、鍋屋は「雑貨類」を扱うとして分類されている。

一方、「多聞院日記」にも屋号に相当する名称が見えた。ただ、多聞院による購買品目と対応しない屋号の例が見られる点に注意される。先の例では、腹巻屋からは「武具類」ではなく、(酒)麴を購入し、鍋屋からは杉原紙や帯・反物の類を購入している。腹巻、鍋を購入しているわけではない。¹²⁾ すなわち、さきに紹介した推定方法は単純に過ぎて危険なのである。「多聞院日記」による検討は、いわば商人や職人による営業の実態にまで踏み込める点に特徴があるといえよう。

ただし、小五月郷の商・職人の営業実態と屋号との対応を個々の登録人レベルまでは検討できないことは残念である。「多聞院日記」にも登場すると確実に同定できる商人や職

人がごく少数にとどまるためである。そこで、本納帳によって小五月郷全郷レベルで問題にする。

表1. 小五月郷の商人・職人（1572年）

（五十音順）

登録人名	郷名	登録人名	郷名	登録人名	郷名
アカガネヤ源三郎	西川上郷	シュズヤ孫四郎	南 鶴 郷	ハクヤサネユキ	餅飯殿郷
魚ヤオ二郎	蔵 下 郷	シュスヤ弥六	高御門郷	ハクヤ与次郎	薬師堂郷
ウツホヤ与三跡助二郎	高御門郷	シロカネヤ清三郎	餅飯殿郷	ハチカチヤ彦三郎	南 鶴 郷
絵師助トノ	薬師堂郷	シロカネヤ与三	餅飯殿郷	ハラマキヤ源四郎	南 鶴 郷
カウシヤ孫九郎	脇 戸 郷	ススヤ五郎四郎	辰巳辻子郷	ハラマキヤ新四郎	南 鶴 郷
カキヤ新三郎	餅飯殿郷	大工彦二郎	餅飯殿郷	ハラマキヤ清五郎	餅飯殿郷
カサヤ新三郎	薬師堂郷	大工彦三郎	西川上郷	ハラマキヤ彦二郎	北 鶴 郷
カサヤ新五郎	南 鶴 郷	大黒ヤ助五郎	南 室 郷	ハラマキヤ又七	内 院 郷
笠ヤ藤五郎	高御門郷	大コクヤ明清	東城戸郷	ハラマキヤ弥三郎	西城戸郷
カサヤ弥三郎	極楽坊郷	タクミヤ善四郎	無縁堂郷	ハラマキヤ弥三郎ヌシ	薬師堂郷
カシヤ彦七	高御門郷	タチハナヤ	東城戸郷	ハリタ与三二郎	無縁堂郷
カチヤ源四郎	南 室 郷	玉ヤ与三郎	南 鶴 郷	番匠ヤ源三郎	高御門郷
カチヤ源五郎	高御門郷	茶ヤ(ヌシヤ二郎五郎)	辰巳辻子郷	番匠ヤ新三郎	東城戸郷
カチヤ三郎太郎	高御門郷	茶ヤコ三郎	東城戸郷	番匠ヤ助三郎	高御門郷
カチヤ助次郎	高御門郷	茶ヤ喜七	貝 塚 郷	番匠ヤ与三	高御門郷
カチヤ助三郎	無縁堂郷	茶ヤ源四郎	南 室 郷	番匠オ二郎	内 院 郷
カチヤ新二郎	極楽坊郷	茶ヤ後家	無縁堂郷	バندوقヤ又四郎	高御門郷
カチヤ新九郎	高御門郷	チヤヤ後家	南 鶴 郷	ヒラキヤ甚三郎	餅飯殿郷
カチヤ孫九郎	薬師堂郷	茶ヤ助二郎	西鳴川郷	ヒラキヤ弥三郎	東城戸郷
カチヤ又三郎	無縁堂郷	茶ヤ八郎太郎	高御門郷	ヒラキヤ弥五郎	蔵 下 郷
カチヤ弥四郎	無縁堂郷	茶ヤ彦九郎	薬師堂郷	フキヤ孫九郎	高御門郷
カチヤ弥五郎	西川上郷	茶ヤ孫四郎	西桶井郷	フロヤ甚四郎	高御門郷
カチヤ弥七郎	無縁堂郷	茶ヤ孫六	薬師堂郷	ヘニヤ新二郎	餅飯殿郷
カチヤ与四郎	蔵 下 郷	茶ヤ弥七	南 室 郷	ヘニヤ又七	東城戸郷
カヘヌリマツ	南 鶴 郷	ヂヤ源四郎	東城戸郷	ヘンサンヤ良空ハウ	脇 戸 郷
カヘヤ孫三郎	南 鶴 郷	ツルヤ助五郎	脇 戸 郷	ホロミソヤ後家△	光明院郷
カヘヤ孫四郎	極楽坊郷	トキヤ助二郎	東城戸郷	マキヤ(コヲヤカ)ケユ	内 院 郷
カワヤ源四郎	光明院郷	トキヤ新五郎	高御門郷	松ヤ	無縁堂郷
カワヤ藤次郎	光明院郷	トキヤ甚四郎	西鳴川郷	マンチウヤ源五郎	蔵 下 郷
カワヤ彦四郎	光明院郷	トキヤ藤五郎	高御門郷	マンジウヤ又二郎	内 院 郷
コウヤ源四郎	薬師堂郷	トキヤ又二郎	南 鶴 郷	ミンヤ弥二郎	脇 戸 郷
コウヤ宗次郎	西城戸郷	トキヤ弥二郎	内 院 郷	ミヤノ源四郎△	高御門郷
コウヤ新四郎	薬師堂郷	トキヤ弥五郎	極楽坊郷	モチヤヲクロ	高御門郷
コウヤ彦二郎	薬師堂郷	トキヤ与一	西城戸郷	モチヤ弥二郎	高御門郷
コウヤ又二郎	無縁堂郷	トキヤ与次郎	高御門郷	モンメンヤ甚四郎	蔵 下 郷
コウヤ又四郎	無縁堂郷	トキヤ与三郎	内 院 郷	ヤネヤ次(ニカ)郎	北 鶴 郷
コウヤ又五郎	東城戸郷	トキヤ与八	高御門郷	ヤノネカチ源五郎	高御門郷
コウヤ弥二郎	無縁堂郷	ナヘヤ宗春	南 鶴 郷	山口屋	脇 戸 郷
コウヤ与二郎	薬師堂郷	ナヘヤ新二郎	脇 戸 郷	ヲガヤ棚	東城戸郷
コヲヤ(マキヤカ)ケユ	餅飯殿郷	ナヘヤ新四郎	脇 戸 郷	ヲカヤ孫九郎	脇 戸 郷
高野ヤ甚四郎	無縁堂郷	ナヘヤ新九郎	東城戸郷	ヲケヤ祚西	薬師堂郷
小引与七禪門	薬師堂郷	ナヘヤ藤(彦カ)三郎	脇 戸 郷	ヲケヤ孫三郎	西桶井郷
米ヤ孫四郎	脇 戸 郷	ヌシヤ源三郎	脇 戸 郷	ヲシロイヤ源五郎	東城戸郷
コンニャクヤ明家	脇 戸 郷	ヌシヤ二郎五郎	辰巳辻子郷		
サウメンヤ	餅飯殿郷	ヌシヤ新二郎	薬師堂郷		
サカヤオ二郎	餅飯殿郷	ヌシヤ新二郎	薬師堂郷		
サツマヤ西入	餅飯殿郷	ヌシヤ助五郎	南 室 郷		
サツマヤ棚	餅飯殿郷	ヌシヤ助九郎	南 鶴 郷		
サヤヤ弥三郎	餅飯殿郷	ヌシヤ彦三郎	南 室 郷		
シホヤ彦五郎	蔵 下 郷	ヌシヤ孫四郎	薬師堂郷		
		ヌシヤ孫九郎	高御門郷		
		ヌシヤ又三郎	高御門郷		
		ノリヤ二郎	東川上郷		
			南 鶴 郷		

小五月銭納帳のうち元龜3（1572）年小五月郷間別改打帳¹³⁾によると、商人・職人と推定できる登録人は表1に示したようになる。これを見ると、カチャ、コウヤ、トキヤ、ヌシヤ、ハラマキヤ、茶ヤなどの屋号が多い。このうち、コウヤ・ヌシヤは「多聞院日記」によっても購買品目と屋号が対応し、いずれも職人となっている。第2章で多聞院英俊の購買品目の多くは職人関係であることを指摘したが、小五月郷でも職人と推定できる屋号が比較的多いと言える。小五月郷納帳における屋号からは、このような「職人」との大分類による傾向を指摘するにとどめるべきであろう。上述の理由から大分類以下の細目は問題にしないことにする。

次に、小五月郷を構成する各郷レベルの吟味に移る。各郷については図1に示した。その半数は今日の町名に踏襲されており、図1でその町域を示した。町名として残っていない郷については「小五月郷指図」「奈良坊目拙解」などを参考にしてその位置を比定し、そのおおよその位置に円を記した。それでも、蔵下郷は不明とせざるをえない。図を見ると、小五月郷が奈良町のなかでも南部に位置していることがわかる。小五月会が南里の祭礼と言われる所以である。¹⁴⁾ また、第2章で検討した多聞院は、小五月郷の北部に隣接した位置にある。

元龜3（1572）年の納帳を用いて、各郷の商・職人の居住形態を検討してみよう。例えば、西桶井郷については次のように記されている。

「辻ヨリ北カワ東へ 六間六尺五寸 此内三間本家ノコリハ小屋 三間三尺 新家 貳間四尺五寸 貳間三尺五寸 貳間五尺 三間者	茶ヤ 茶ヤ孫四郎 ヲケヤ孫三郎 明屋敷 五郎 係四郎 畠 ヲケヤ 畠 ヌシヤ 畠(以下、略)」
--	---

このうち、1・2筆目の地口の登録人茶ヤとヲケヤを商人・職人に含めて考えることができる。その一方で、6筆目の畠の登録人ヌシヤのように、畠の登録人が屋号を伴う場合がある。その直前に2筆連続している畠の名請人も、茶ヤ（孫四郎）とヲケヤであると思われる。いわば農商未分離に注意されるが、ここでは敢えて畠を商人・職人の地口として数えない方が、商・職人の居住状態を考察するという本章の目的にはかなっている。

このように、屋号を持っていたりして商人・職人と推定できる登録人の地口が、全地口数に占める比率を郷毎に求めて、図2に表した。先述の理由から畠を登録されていても除いて、畠は畠として集計して別に示した。また、この図がそのまま各郷の商人・職人数を示すように、同一郷内でそれぞれ2箇所を登録されている東城戸郷のヒラキヤ甚三郎と薬師堂郷のヌシヤ彦三郎についても二重に数えないようにしてある。なお、同一屋号・人名で複数郷に現れている場合もあるが、表1に示されたように、それはごく例外的である。複数郷にまたがって登録された者を直ちに同一人物と断じてよいのか、疑問も残ると言えよう。そこで、図ではとりあえず別人として示してある。

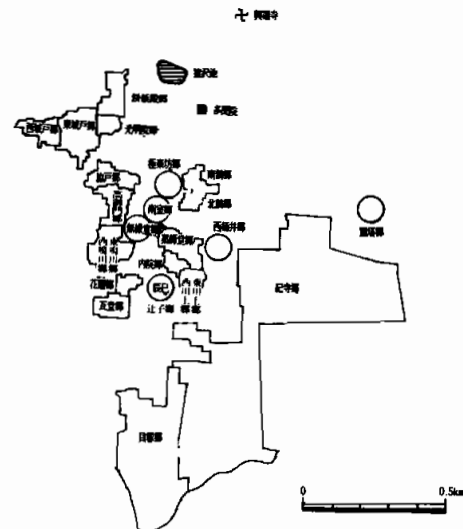


図1 小五月郷と多聞院の位置

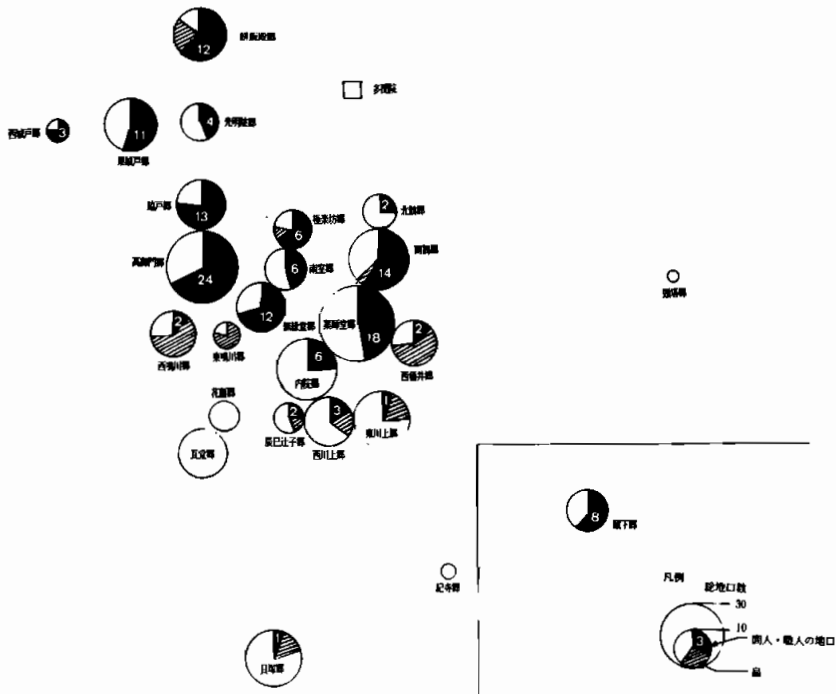


図2 小五月郷における商人・職人の分布 (1572年)

このように作成された図2を見ると、先述の通り小五月郷は奈良のなかで南に位置するが、そのうちでも南部は畠が多く、わけても東・西鳴川郷と西桶井郷は半数以上を占める。町外れと言えよう。一方、北部にあたる餅飯殿、東城戸、脇戸、高御門、南鶴郷などでは商人・職人を登録人とする比重が比較的高い。奈良の中央付近であって、中心部の一角をなしていたとみなせよう。位置が不明な蔵下郷も半数を越えており、どちらかといえば北部にあったものと思われる。

その後、小五月銭を徴収する基準が、同じ間口でも敷地からその上に建つ住居に変えられた。天正期の納帳¹⁵⁾では各住居の間口から1間を差し引いた値が記されている。¹⁶⁾そこで天正期の納帳を併用すれば、敷地のみならず、住居の間口も判明する。このような間口を次に検討してみる。

まず、元亀期の納帳に依拠して、各郷について土地の間口の平均をとり、1間毎に棒グラフを重ねる形で示すことにした。それが図3である。1間に満たない棒に対して、2間以上3間未満の郷は黒く塗り、3間以上4間未満の郷は斜線を施してある。この図を見ると、東鳴川郷の4間2尺2寸から光明院郷の2間までの幅が認められる。図2と比較すると、大ざっぱに言って畠の構成比の高い郷は間口が広い傾向にある。

さらに、天正期の納帳を用いて、その

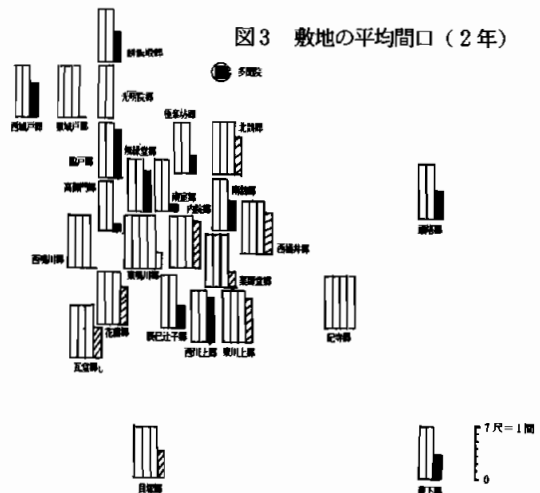


図3 敷地の平均間口 (2年)

上に建つ住居の間口の検討に移る。建築史家の伊藤鄭爾によれば、間口11尺以下の住居が全体の80%も占めており、近世の町屋に比べると相当小規模であるという¹⁷⁾

元龜の納帳と比較すると、そこにみえる土地のうち畠などは天正の納帳では小五月銭徴収の対象から外されたわけである。そこで、元龜の納帳に見える屋敷地のうち、天正期の納帳でもあとづけられる敷地のみに限って、検討を加える¹⁸⁾。この敷地の各々に建てられていた住居の間口は、天正期の納帳からわかる。両者を比較すると、間口に限られるとはいえ、敷地に占める住居の比率が判明することになる。当時の住居で二階建てはごく稀であったことを考えると¹⁹⁾、その値は、間口に限った建ぺい率類似の値であると言える。

このように、天正期の納帳でもあとづけられる敷地の総間口に対して、住居の総間口が占める比率を、郷毎に求めて図化したのが、図4である。但し、本郷以外の「寄郷」などについては、天正期には個々の登録人が記載されない形式のために元龜との対応が不明なので、考察の対象から外してある。図4を見ると、対象となる11郷のうち、餅飯殿郷の77.6%が最高で、最低は薬師堂郷の36.6%である。そして、大半の8郷までが比率60%以下となっている。小五月銭徴収の基準となる住居の間口は、せいぜい敷地全体の半分を超える程度だったのである。

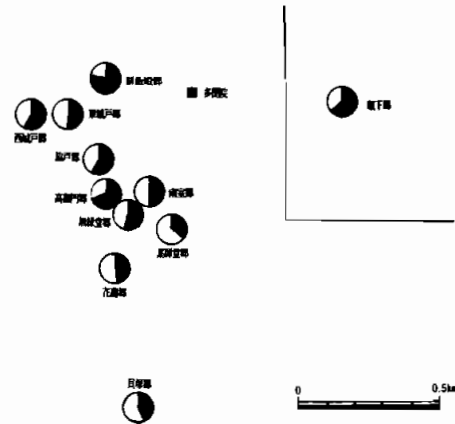


図4 敷地の総間口に対する住居の総間口の比率

以上、第2章で検討したように、多聞院英俊は多彩な購買活動を行なっていたが、小五月郷のうち商人・職人の比率が高い北部に隣接した位置に、居を構えていたことがわかった。詳細な同定は困難であるが、多聞院英俊が利用した商・職人の中には小五月郷の住人も少なくなかったと見られる。とはいえ、彼らが住む戦国期の小五月郷は、町屋が楯比するというイメージでは捉え難いのである。

Ⅳ. 流通システムからみた多聞院英俊の奈良での購買活動

以上の考察を踏まえて、いよいよ本章で流通システムの観点から消費者多聞院英俊の奈良における購買活動を検討することとする。

既に第2章で述べたように、英俊が何度も購買を行なっている相手は職人が多い。彼らは商人かつ生産者の性格を持っているとみなせる。生産形式としては居職か出職の形式をとったが、いずれにしても生産は奈良で行なわれた。農村間について流通システムを考察した際は、出職を排除した²⁰⁾。生産者から消費地へ商品が流れるという一般の説明方式と居職は合致するが、出職はいわば生産地と消費地が一致して先の説明方式では説明が難しいためである。これに対して本稿の場合、居職と出職の違いは、製作を行なう場が職人自身の仕事場であるか、注文主の方であるかの違いであり、同じ奈良であることには変わりがない。出職を排除する必要はなからう。そこで、本稿では出職も考察の射程に含めることにする。

さて、当時の購買活動を考える際に注意が必要な点の一つとして自家製造が広範に行なわれていたことがある。「多聞院日記」にも飯米ツキ、味噌・酒などの自家製造が見える²¹⁾。流通システムの面から言うと、これらは直接商品として現れずに、その原材料が購入されるこ

とになる。天正19（1591）年11月7日条に次の記事がある。

吉ミソマメ今升六斗五升ツケ了、マメノ代四百五十文、百卅二文^{シテ}、五百文^ヲ、七十文薪^ノ、雑用百文、合一貫五百五十二文入目也、味噌の製造にあたって、豆や塩などの原材料が購入されており、総費用として1貫552文かかっている。また、同12年11月10日条には「郡山市ニテ、明日ノ米ツキノ汁菜ノ魚買、又五郎下了」とある。米をつくにあって、人を雇っており、彼らに出す汁菜の魚が郡山市で購入されているわけである。ちなみに、米つきのために文禄2（1593）年4月晦日には「下部三人」が、翌年12月6日には「下部五人」が雇われている。人を雇って注文主のもとで生産を行なわせているわけであり、考えてみれば、注文主のもとに呼び出された職人が生産する出職と、現象としてはなんら変わりがない。とはいえ、出職であれば、原則的に専門職として「ユエンシ」「桶結」「塗師」などが冠されている点で区別できる。

但し、酒は、自家製造以外に購入もされている。例えば、天正19年12月26日条に「スミヤ酒代一石八斗一升済了、年中^ノ、悉以相済了」とあって、掛けで購入した分を年末に支払っていることがわかる。²²⁾ この点に関連して、小野晃嗣は酒について天正の中頃以降自家製造が行なわれず、多く町の酒屋で購入されるようになったとする。²³⁾ 酒屋での購入は、その背景に酒の大量生産と販売という流通システムの変化も意味する点でこの指摘が目される。しかし、多聞院における酒の生産は例えば天正18、20年、文禄2年などにも見えるから、自家製造から商品に対する全面依存へと劇的に変化したとは断じられない。自家製造品と商品とが使い分けられていたのであろう。

次に、職人による生産を見てみよう。天正3（1575）年正月22日条に次の記事がある。

ユエン^{（マメ）}仕上ノ入目事

二百文テマ六十文ニカワ^{（コ）}、六文ハネ、十文^{（ト）}トウシミ^{（コ）}九百文油、^{（シ）}卅文^{（シ）}六十文薬^{（コ）}、十二文^{（マ）}十五文^{（シ）}廿文ハン米^{（コ）}十文ミン合四百廿六文入、

大上^{（丁）}、中^{（丁）}、小^{（丁）}、小ユエンニシテ合百七十四丁、八合半ツ、アタル、灰ノカエ様一丁ノハ五度、二丁ノハ四度、三丁ノハ三度カエ了、これを製造したのはユエンシ新九郎であって、19日から毎日多聞院にやって来て生産に助んだのである。すなわち、出職である。新九郎は永禄12年と天正2年にも出職を行なっており、前者では「ノタ新九郎」、後者では「ユエン新九郎」「ユエン父子」などに見える。両記事から新九郎が奈良の東に隣接する野田に住み、親子で生産に携わっていたことがわかる。

永禄10（1567）年正月17日条には「ユエン^{（新）}、仙学房へ新三郎より取テ遣之」とある。仙学房に油煙墨5丁を渡すために新三郎から100文で購入している。この油煙墨は代金仕事によって生産された商品であろう。そこで、油煙墨は出職以外に代金仕事によっても生産された可能性がある。購入相手となっている新三郎は、さきほどの新九郎と違って、多聞院で出職を行なったことが明かな記録は見えない。おもに代金仕事に従事していたとみられる。

彼については天正17（1589）年3月16日条に「新三郎へユエンノ代五十疋やとへ渡之」とあり、翌年正月18日条には「新三郎へユエンノ代二百文やとへ遣之」とある。²⁴⁾ 彼は天正13年に暇を乞うたあと、²⁵⁾ 同15年以降は大坂よりやって来ている。²⁶⁾ 英俊はこの頃新三郎から掛けで油煙墨を購入するようになっているが、清算にも差障りが出たことであろう。これらの点を考え合わせると、さきの記事で油煙墨の代金を受け取っている「やと」は、

新三郎と契約関係にあった奈良の商人宿²⁷⁾である可能性がある。

これに対して、油煙墨が出職の形式で生産された場合、製造にかかった原材料費を含め、一切の費用を注文主が支出している。先の記事でも「ウヲ・シル・サイ」「モチ ケンスキ」などの項目があって、食事を出していることが特に注目される。

永禄10年12月25日条に次の記事がある。

自廿一日至今日、檜皮士召寄、一切経御廊破損之所修理畢、入目四百五十文、ヒワタ
ー 二百五十文、テマ卅文、竹イチ廿五文、カナ釘十文、ナワ十文、竹三文、カヘツチ
二百文、飯米^糶 以下マテ、五十文ノキ、合一貫卅一文、
竹・釘といった原材料以外に飯米加用とあって、出職を行なった檜皮士にも食事を提供し
ていることがわかる。

他にも、文禄2年8月19日条に「ヤネフキ四人来、雑舎ノ東対屋ノ西分フク、硯水・モ
チやとより来」と見え、屋根葺に対して^(葺)硯水・餅が問題になっている。このような屋根
葺の材料としては、「菴ノヤネノ用藍ヲ、北ノ御門ヨリ一荷廿文ツ、ニ六十荷持
之了、一貫二百卅六文也」「菴ノヤネ葺ニテ葺之、入目合二貫四百文、カヤ一荷廿文ツ、
七十一荷入、フルカヤ十七八荷ト云々」という天正15(1587)年8月19日、同22日条の一
連の記事では葺である。²⁸⁾

さらに、天正12年10月19日条に

天井出来了、番匠来了、一人ハ留了、天井ノ入目作料二石五斗、飯米雑用一石四斗程ニ、
廿八代一斗、クキノ代四斗ホト歟、
とあって、番匠²⁹⁾も食事をあてがわれている。

しかし、桶結の場合は少し事情が異なる。

永禄10(1567)年から文禄3(1594)年にかけて桶結(弥七)による出職が15回記録
されている。³⁰⁾例えば、永禄12年10月2日条には「桶共ユワセ了、内ノ悦酒ノ心懸也、荷桶
・持桶六・手桶：新調、以上四日ニユキ立了」とある。また、天正12(1584)年6月
9日条には「水ノ居桶ノワ、此方ノ竹ニテ賃一升ニテ結了」と見える。まず第一に、いず
れの例も食費が支出されていない。

さらに、後者の記事では桶を結う輪にするための竹が提供されていることに注目される。
竹が購入されたと思われる事例も見える。³¹⁾

竹の他に、原材料の関係では元亀2(1571)年3月11日条に

昨夕野田ノ与太郎祢宜ヨリ、ケリ^(コカ)ンキンノ桶ユキ杉ノクレヲ買出ル処ヲ、下臘
分ノ一臘見当り、則搦取之、夜前ニ与太郎家進発云々、ヲケユキノ家ハ戌亥方ヨリ今
日進発了、連々山木ヲ盗売、曲事へ

とある、すなわち、野田与太郎祢宜が山木を取り、杉樽として華嚴院桶結に盗み売りした
現場を差し押さえられている。同21日に祢宜の女房が糾問され、翌22日には兄弟まで同類
とされている。この事件の主旨は、祢宜が神官にあるまじき行為をしたことに対する糾弾
に置かれ、そのため桶結は無罪放免されているが、本稿では杉を購入した桶結にこそ注目
しなければならない。杉は桶を結うための材料とされたに違いないのであり、主要材料と
しての木材は桶結自らが調達し、ストックしていた可能性が考えられる。³²⁾ 同じ出職とはい
え、この点でも油煙師などの場合と異なるように思われる。

次に塗師については、第2章で紹介した天正2年11月26日条は漆の購入記事を伴ってお
り、それ以降、毎日のように塗師来訪の記事が見える。そのあと、12月10日条には
ヌシャ三郎今日ニテ仕廻了、入目二石二斗五升歟、仕立道具三石程ノ事也、チウへワ

ン廿誂, 三百文ト申, ウルシハ百文ニハントウハ五十文目, 吉野ハ四十文目ツハニ買, とある。つまり、塗師ヤ三郎は、11月から閏11月をはさんで12月にかけて、ほぼ毎日多聞院に赴いて、注文された塗り物を製作したのである。漆が購入されていることも注目されるが、ここでは出職で生産されている点が重要である。

しかし、出職としての塗師はこの一連の記事以外には見えない。塗師としては他に元興寺与七郎³³⁾や基六³⁴⁾などが登場するが、彼らは居職で生産したものとみられる。例えば、天正8年4月9日条に「十後ノ本尊箱出来ノ間、与七郎へ遣了、代一斗五升三合申了」とあり、同20年9月7日条には「基六ニユノ山木地香箱遣了、可塗由申付之、大香箱破修補同申付之」と見える。いずれも「遣わす」とあって、居職によって生産されたと思われるわけである。

次に、衣類関係を見ると、当時は今日のような既製服販売は行なわれておらず、基本的にオーダーで生産されたのである。

例えば、天正19年10月14日条に「モンメン五丈六尺二百七十文買之、専ヌノコノ用」とあり、3日後の17日には「千松ヌノコノメニ遣之」と見える。さらに翌月3日条に「千松モンメンヌノコ腹巻屋ニテ誂沙汰立了、四百廿文ノ入目也」とあって、布子（木綿の綿入れ）が完成している。

その他に永禄12年12月6日条の

助二郎紫ノ小袖仕立了、絹³⁵⁾紫、紫ソメチン六百文、ワタ四百文、ウラキヌ三百五十文、キヌノ糸十二文、ワタノムシリチン五十文、合一貫七百拾貳文歟、

との記事は、小袖の仕立てが完了した折りに、原材料である布地や糸にまで遡って総費用を改めて記しおいたものと考えられる。ちなみに紫染めの依頼は10月23日条、完成が11月27日条に記録されている。前者の記事の前にある「助二郎上下裁了」との記載も、一連の小袖仕立てに関連するのであろう。この事例ほど各過程を跡づけられないにしても、原材料・仕立て料を含めた総費用のメモと解釈できる記事は、よく見かけられる。

以上のように、布子・小袖をオーダーする前に、消費者はモンメン・絹・ワタ・キヌノ糸などの布地・糸類を購入している。このような購入の対象となった品目が、実際に流通していたのである。そして、染めや仕立てなどは各職人に注文されることになる。注文は「遣わす」などとあって、基本的に居職とみなせる。このような購買相手・職人に注目してみよう。

天正11年11月25日条に「絹三石ニなへやにて買之、両面ノ小袖可有沙汰心中也」とあって、さらに翌月6日条には次のように見える。

やと来、両面ノ小袖仕立了、絹百八十目在之、³⁶⁾唐糸越前アリ、代三石³⁷⁾、五丈二尺在之、絹³⁸⁾ハ十後ヨリ来、以上ムシリチン糸迄四石一斗五升入了、すなわち、絹を購入した相手は鍋屋であり、それを使って小袖を仕立てたのは「やと」である。³⁵⁾

また、永禄9（1566）年4月8日条には「ヘンサン衣ノ用ニ買之、ハリトノへ遣之、代二百廿文」とある。偏衫用に購入された布地を持ち込まれた「ハリトノ」とは針子の類であろうか。これに関連して、天正14年正月12日条には「ハシノ坊ヨリハリコ色ノ来了」とある。この「ハシノ坊」については、他に例えば天正6年11月23日条で

ハシノ坊雇テ新五郎小袖仕立了、³⁹⁾糸クキモノチンマテ合三石一斗ノ入目也、とあるように、雇われている場合が見られる。³⁶⁾しかも、この場合「クキモノチン」と

あるから食事も提供されているわけであり、衣類関係では例外的に出職とみられる。

変わったところでは蚊帳について天正13年(1585)年正月10日条に「カヤノモンメン十二丈九尺常念ヨリー斗八升ニテ染来」とあり、12日条には

モンメンノカヤ各履テ縫立了、モンメンノ代八斗、ソメチン巻斗八升加テ也、御フクノ尺ニ十二丈九尺入、二帖ツリノ心也、長五尺五寸ニ沙汰之、とある。染色業者として常念が挙がっている他、³⁷⁾縫い立てをするのに、ここでも「履」が見えることが注目される。

次に、衣類関係から目を移して、天正13年12月15日条に

為尋憲僧正御弔、十三仏侍従ニ申付之、中尊カラタ山地蔵大ニ書之、掌善・掌悪二人副書之、代七斗四升遣之、表補^(マツ)ハ慶禪ニ申付之、

とある。さらに19日条に「為尋憲僧正御弔、十三仏侍従申付、七斗ニテ^(マツ)綵畫了、代遣之、表補^(マツ)慶禪ニ申付之」、23日条には「為追善十三仏^(マツ)図絵表補調、^(マツ)表具ノケテ、ヒタ三貫文、代米七斗三升ツ、此分進上畢」と見える。十三仏の描画は侍従に、その「表補」(=表補絵=表襜; 表装の意)は慶禪房に発注している。このように侍従が描画、³⁸⁾慶禪房が表補を担当していることが多い。その生産は居職形式によったと思われる。とはいえ、「表具ノケテ」とあるように、衣類関係とは違って、材料購入の記録は少ない。³⁹⁾

また、描画の内容としては、祖師という現実の人物の他は、地藏、羅漢、観音・薬師・阿弥陀などといった仏画がほとんどである。⁴⁰⁾このうち祖師の例としては天正10年3月2日に「十後被申間、念仏ノ祖師唐紙ニ三斗ニテ侍従ニ誂了」と見える。このように、侍従による描画と主に慶禪房が担当したその表装は、多く「誂え」などとあって、依頼主の注文に応じて多聞院英俊が彼自身の顔なじみの業者に仲介していると思われるケースとなっている。

さらに天正5(1577)年5月1日条には「菊紙一束ヲ五升五合ツ、ニ買之、助三郎口入、合八束取之」とある。先の天正10年のケースは多聞院英俊が「口入れ」していることになる。また、同12年10月7日条に「御幣并兒ノアコメヲリ、トノヤ又二郎煩敷申間、慶禪口入、郡山ノ者ニ申付之」とある。翌月9日条には「兒ノアコメノ織物出来了、郡山市ノ与一郎持来了、百七十目在之、長一丈八尺」とあって、前者の「郡山ノ者」とは「郡山市ノ与一郎」であることがわかる。「トノヤ又二郎」は前者の記事以外に見えないために詳細は不明ながら、奈良の業者と思われる。先ほど表装業者として紹介された慶禪房の口入れで、又二郎の代わりに郡山の業者に織物を依頼することになったのである。この郡山のケースのような奈良以外における取引については前稿で検討した。⁴¹⁾郡山に多かった塩購買は別として、今回のように奈良以外の職人に依頼するには口入れを必要としたのである。このようなケースは、本稿のように消費者の残した日記によって初めて検出が容易になるもの一つであると思われる。

V. むすびに代えて—今後の課題

本稿で指摘できたことは、次の諸点にまとめられる。

- (1) 多聞院英俊による購買活動の舞台は主に奈良であり、その対象は出職または居職による職人の関連品目が多い。
- (2) 品目によっては自家製造も行なわれており、購入品(商品)と使い分けられていた。
- (3) 出職形式で生産される場合、消費者は原材料費も含めて支出している。職人の食費まで負担することが多い。

(4) 居職形式の場合、商品として流通している原材料を消費者が予め購入しておいてから個々の職人に注文する。

(5) とはいえ、各々の形式に例外が認められ、必ずしも原則通りではない。例えば、出職で生産される桶では、輪は消費者が負担しても、木材は多く桶結自らが調達し、総費用に上乘せして請求されたと考えられる。

(6) さらに、生産形式の出職・居職の別は、品目毎に固定していたというより、職人個々による違いの方が大きいと見られる。例えば、出職を行なった塗師と居職を専らにした塗師の両方が認められる。

(7) これら職人などが居住していた奈良南部小五月郷を例にとると、当時の景観は町屋が楯比するというイメージからは遠い。

以上のようになる。

最後に、今後に残された課題としては次のような点が挙げられる。

本稿では都市の流通システムを主に職人について検討できた。筆者が既に考察してきた農村間の流通についても、⁴²⁾ 職人と消費者との関わりを論じることが課題の第一点として挙げられる。都市との違いが注目されよう。

さらに、日本の中世都市に関する歴史地理学的研究は、形態論の立場から主に土地割による復原が行なわれてきた。⁴³⁾ これに対し、筆者は形態の問題をいったん捨象し、流通そのものに着目して流通システムなどにアプローチしてきたが、⁴⁴⁾ この流通システム論の立場から従来の形態論との接点を求めることが課題の第二点である。第3章で奈良の一部ながら小五月郷の復原による景観論的考察を行なったのはその一環である。今回は史料の限界もあって不十分なままに終わったが、今後とも模索を続ける必要がある。

付 記

本稿のうち、第2章は1986年2月に奈良地理学会冬季例会にて発表した内容を全面的に改稿・補筆したものである。さらに、第3章は1989年11月に人文地理学会・日本地理学会合同大会にて、第4章は同年4月流通歴史地理研究会例会にて各々の主旨を口頭発表した。その際、ご助言を頂いた方々に謝意を表します。なお、本研究には科学研究費・奨励研究A（課題番号62710205/63780308）を使用した。

註

- 1) 例えば、脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』（お茶の水書房、1969）では主な史料として大乗院寺社雑事記、賦引付、東山御文庫記録や離宮八幡宮文書などが用いられている。
- 2) 前稿で紹介した家産的自給経済論は、消費者側の論理による考察と言えなくもない。
- 3) 拙稿「一六世紀都市住人の活動からみた商品流通」以下、前稿とは本論文を指す。高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』I、東京大学出版会、1989。
- 4) 生産地から消費地までの商品の流れをみると、特に農村間については12類型の流通過程が検出されるが、それぞれの流通過程は、固定的で、他と代替不可能な性格を持っており、このような性格を付与する政治・経済上の制度的特質も含めて、流通システムと総称した。拙稿「流通システムからみた中世農村における市場の機能」『人文地理』38-4、1986
- 5) 近年のものでは、啓蒙的な論稿ではあるが、なかでは石井進「奈良の町を歩く一大伽藍が「町」になったー」『週刊朝日百科 日本の歴史 別冊 歴史の読み方2 都市と景観の読み方』朝日新聞社、1988が注目される。

- 6) 辻善之助編集『多聞院日記』全5巻(三教書院, 1935～1939)を復刊した臨川書店版(1978)による。以下、史料の引用は特記のない限り多聞院日記からである。
- 7) 永禄12(1569)年正月朔日条の記事では「一、龍雲院ヨリ円鏡・コフ・樽一荷来り、樽持ニ餅出た」とあって、龍雲院から円鏡・昆布・樽一荷が贈られ、その返礼として餅をふるまったことがわかる。なお、購買の場合と同様に、1品目に1件を宛がうと整理に都合がよいため、この記事の場合4件と数えることとした。
- 8) 経済人類学者カール・ポランニーの所説を念頭に置いている。
カール・ポランニー『人間の経済』I・II玉野井芳郎・栗本慎一郎・中野忠訳、岩波書店、1980など。
- 9) 本章の一部は、『日本都市史入門』(前掲注3)所収のキーワード「奈良」の項でも既に指摘した。
- 10) 野田只夫「中世都市の経済生活」藤岡謙二郎編『畿内歴史地理研究』日本科学社、1957
他に小野晃嗣「中世に於ける奈良門前市場」『史学雑誌』45-4, 1934(のち同『日本中世商業史の研究』法政大学出版局、1989に再録)
- 11) 他に永島福太郎は餅飯殿郷に限って元亀当時の景観を復原している。小五月郷納帳には記載されていない地口もあるので、この復原を全郷に渡って及ぼすことは、不可能に近い。本研究では断念した。
永島「奈良町の発達－餅飯殿町の街地を例として－」堀井甚一郎先生停年退官記念会編・発行『奈良文化論叢』、1967
- 12) この点は、中部よし子(「中世後期の畿内都市の職人－奈良を中心として－」永原慶二・所理喜夫編『戦国期職人の系譜』角川書店、1989)も、腹巻屋・鍋屋について2, 3の例を挙げて、筆者と同様に屋号と購買品目の不一致に留意している(239頁)。彼らからの購買品目の詳細については拙稿前掲注3 57頁表7を参照のこと。
なお、文禄2年10月9日条に「釜大小共ニ破損」につき新調するために、「ワキトノナヘヤ小三郎ニ大小ヲ古釜遣テ一石ニ斗ニテ申付之」とある。この例が、鍋屋とあるのに比較的近い。
- 13) 内閣文庫所蔵大乘院文書
- 14) 永島福太郎『奈良』吉川弘文館、1963, 208頁
- 15) 成實堂文庫所蔵大乘院文書。京都大学文学部国史学研究室架蔵の写真版による。
- 16) 伊藤鄭爾の理解に拠っている。徴収基準の変化は元亀2年の騒動によるものという。この騒動自体は永島福太郎に詳しい。
伊藤『中世住居史－封建住居の成立－』東京大学出版会、1958
永島『奈良文化の伝流』中央公論社、1944
- 17) 伊藤 前掲注16 180-1頁
- 18) この検討の際、伊藤作成の「小五月郷郷地口及び住居表」が、元亀から天正にかけての登録人の変化が辿られていて、参考になった。
伊藤 前掲注16 附表6-17頁
- 19) 伊藤 前掲注16 194頁
- 20) 前掲注4 35頁
- 21) 多聞院における菓の調査も数多く記録されており、自家製造の一種と見なせよう。
- 22) 掛売りについては浦長瀬隆「一六世紀後半の奈良における貨幣流通－多聞院日記に見える支払手段の変化をめぐって－」『社会経済史学』48-4, 1982, 90-93頁が参考になる。
- 23) 小野晃嗣「中世酒造業の発達」『社会経済史学』6-11, 1937. のち同『日本産業発達史の研究』

- 至文堂, 1941に再録(法政大学出版局から1981年に再刊, 163頁).
- 24) 他に天正11年10月13日条に「新三郎宿ニテ当方承仕衆へ夕飯設, 錫一對遣了」とある.
- 25) 天正13年正月27日条と2月朔日条
- 26) 天正15年2月4日条, 同年12月16日条, 文禄2年7月29日条, 慶長4年正月24日条
- 27) 商人宿については拙稿を参照のこと, 前掲注4 40-41頁.
- 28) 天正15年4月11日条では社頭廻廊上葺の記事のあと「山ノ畠藍ヲ一枚ニ申付了, アキタネ四十把入了, 代七十三文 卍」^卍とある. 藍も用いられたのであろうか.
- 29) 「番匠」とは, この場合具体的には翌20日条にみえる「西京番匠助二郎」と「伊智少太郎」を含むのかもしれない.
- 30) 主たる考察期間以降になるが, 慶長4(1599)年11月6日条に見える桶結与七は, 「下居ヲケ・台所前ヲケ・荷ヲケ」などを結っている. 彼は弥七の甥で, 二条在所に住んでいたという(同日条).
- 31) 天正15年7月19日条と同20年8月10日条
- 32) 桶の材木が問題になっているのは, 天正4年12月13日条の「室生ヨリ桶ノ木持上, カヤノ木ニテ申付之, 半切, ヲケノ木ヲモタキテ重テ可持上由也」という記事に留まる.
- 33) 元興寺与七郎は塗師関係では永禄10年8月29日以降たびたび見えるが, 天正13年6月27日条に, 「元興寺ヌシノ与七郎丹波へ売物用意シテ, 先日下了, 於彼国死去ノ由, 明日与八郎国へ下ト申来」とある.
- 34) 甚六は与七郎の弟子であり(天正9年8月27日条など), 天正13年の与七郎死後は多く甚六が塗物を担当している. そして, 「源五郎子」(天正17年6月28日条)に続いて, 「伊智ノ日戸ノ中里ト云人ノ子」(天正20年11月26日条)である千松を弟子にとっている(同年3月13日条).
- 35) 他にも, 例えば天正7年10月晦日条に「二斗綿ノムシリチン宿へ遣之」とあって, これらの場合の宿は服のオーダーに関わる業者と思われる. 但し, 業者と契約関係にある商人宿の可能性も捨てきれない.
- 36) 他には天正3年10月4日条と同5年11月14日条.
- 37) 天正13年11月朔日条に「常念コウヤ・又七郎 スミヤ 栄藤死了ト」とあるように, 常念は紺屋である.
- 38) その子は琳賢で(天正15年7月27日条), 天正19年4月24日以降何度か描画の注文を受けている.
- 39) 材料の関係では天正11年4月25日条に訓英法印御影の表装について「唐絹ノハヽニテ大ナル故, 代高也」とある.
- 40) 侍従については地藏が天正14年12月24日条, 羅漢が同年6月22日条, 観音が天正10年9月17日条, 薬師が天正16年2月12日条などに見える. 一方, 慶禅については地藏が天正19年3月2日条, 羅漢が天正14年8月28日条などとなっている.
- 41) 前掲注3
- 42) 前掲注4
- 43) 小林健太郎『戦国城下町の研究』(大明堂, 1985)がその研究水準を示す.
- 44) 前掲注3

Summary

Tamonin-Eisyun (1518-1599), who lived at a temple called Tamonin in Nara, purchased many goods from merchants or craftsmen in his neighborhood. He kept the diary called "Tamonin Nikki" and wrote down his purchase activity in it.

This paper examines his activity at Nara from the viewpoint of the flow system.

He sometimes bought materials for homemaking, e.g. soybeans for miso. Some craftsmen visited his house for their work and he must have given dishes for them. Others got orders from him and worked in their own houses or workshops. Eisyun need not pay for their board. Nara didn't have many houses as clustered then as in Edo period. We could see many open spaces or gardens there.

We might deal with the flow system in city such as Kyoto or Nara from the consumers' point of view.